

令和7年度 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 「産業動物遠隔診療緊急推進事業」 実施要領

公益社団法人 日本獣医師会

1. 目的

産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制を整備する取組を支援することを目的とする。

2. 内容

産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制を整備するための高度獣医療機器の導入を支援する。

3. 事業実施担当地区（機器導入地区）の応募資格

地方獣医師会又は地方獣医師会を中心にして構成される公益性の高い団体。

4. 事業実施期間

令和9年2月12日（金）までを事業実施期間として、支援により導入した機器等を用いた産業動物診療における遠隔診療を実施し、その有用性や課題等を報告する。

5. 応募のための企画書の提出

令和8年6月末日までに企画書（様式第1号）を日本獣医師会事務局に提出する。なお、企画書には別紙として予算額を記載の上、予算額の根拠となる見積書等を添付する。なお、導入機器1台当たりの単価に制限はないが、予算額の上限は1地区当たり250万円とする。

6. 事業実施担当地区（機器導入地区）の選定

診療困難地域として本事業の活用が緊急に必要であり、事業に協力できる診療獣医師がいる地域から企画書（様式第1号）の提出を受け、日本獣医師会において選定する。

7. 事業に必要な機器等の調達

企画書の内容をもとに、事業実施担当地区との協議の上、必要と認めたものを日本獣医師会が調達する。なお、購入した機器等は日本獣医師会が購入し、事業の実施責任者が管理する。

8. 事業に要する諸経費

事業実施担当地区からの請求に基づき、必要と認めた額を日本獣医師会から支出する。

9. 事業報告書の提出等

事業実施担当地区の事業実施担当者は、実施概要報告書鑑（様式第2号）、実施報告書（様式第3号、別途実施内容がわかる資料）及び経費請求書（様式第4号）を令和9年2月26日（金）までに日本獣医師会に提出する。

〔経費請求に係る注意事項〕

- （1）原則として、全ての経費の内訳がわかるよう、請求書には明細書を添付する。
- （2）請求書には支払証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書又は振込証拠書類）を添付する。
※会議等における弁当代やお茶代等の飲食に係る費用は事業費として計上できません。